

とちぎ外国人材活用促進協議会 会則（案）

（名称）

第1条 本会は、「とちぎ外国人材活用促進協議会」と称する。

（目的）

第2条 本会は、栃木県内の企業や事業者及びその関係団体、市町、国際交流団体、外国人支援団体、専門家等が連携したネットワークを形成し、外国人材の適切な雇用に係る情報交換等の場を創出するとともに、参加者同士の交流により外国人材を雇用する事業所や生活する地域での受入れ環境整備を促進することにより、本県における外国人材の活用の促進を図ることを目的とする。

（事業）

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 関係者連携による相互交流、情報交換、各種連携の場の創出
- (2) 関連事業所と外国人支援機関や専門家等との情報交換を通じた適切な雇用の促進
- (3) 関連事業所と行政、外国人支援機関等の連携による外国人材の受入れ環境整備
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

（会員）

第4条 本会の会員は、次のものにより構成する。

- (1) 外国人材の適切な活用に関心のある企業・事業者等
- (2) 外国人材の適切な活用に協力しようとする大学、金融機関、行政機関、支援機関等

（入会及び退会）

第5条 入会を希望するものは、別に定める入会申込書を会長に提出するものとする。

2 会員は、別に定める退会届を会長に提出して、退会することができる。

（役員）

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 団体
 - (2) 副会長 10 団体以内
 - (3) 幹事 15 団体以内
- 2 役員は、総会において選任する。
- 3 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、あらかじめ会長が定める順序により、会長に職務執行上の支障が生じたときはその職務を代行する。

（任期）

第7条 役員は、任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

(総会)

第8条 総会は、本会の事業及び運営に関する次の事項について審議、決定する。

- (1) 会則の改廃
- (2) 事業計画及び事業報告の承認
- (3) その他、本会の事業運営に関する重要事項

2 総会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

3 総会は、会員の過半数（委任状を提出した上で欠席の場合を含む。）により成立する。

4 総会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会及び業種別部会)

第9条 総会に付すべき事項及びその他の本会の運営に関し会長が特に必要と認める事項を協議するため、本会に幹事会を置く。

2 第3条各号に掲げる事項を業種ごとに協議及び調整するため、本会に業種別部会を置くことができる。

3 幹事会及び各業種別部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。なお、業種別部会には会員以外も含めることができるものとする。

(オブザーバー)

第10条 本会の事業等に関して助言を得るため、オブザーバーを置くことができる。

2 前項に掲げる職については、必要に応じて会長が選任する。

(事務局)

第11条 本会の事務局は、栃木県産業労働観光部国際経済課及び（公財）栃木県国際交流協会に置く。

(事業年度)

第12条 本会の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会費)

第13条 会費は無料とする。ただし、事業の実施に伴う参加負担金等は徴収する。

(その他)

第14条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和元年6月3日から施行する。

この会則は、令和5(2023)年6月2日から施行する。